



府食第100号
平成28年2月19日

厚生労働省
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成27年12月18日付け厚生労働省発生食1218第1号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について、平成28年1月29日に開催された第97回プリオン専門調査会における審議の結果、別紙の補足資料が必要となりましたので、当該補足資料の提出をお願いいたします。

厚生労働省から評価要請のあった諮問事項(2)SRMの範囲の変更について評価をするに当たり、SRMの範囲が、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄」に変更された場合の管理措置に及ぼす影響について、以下の事項に回答されたい。

1. 飼料規制等について

評価に当たり、飼料規制の有効性が維持されることが評価の前提となることから、SRMの範囲を変更した場合に生じうる、飼料(肥料を含む)において利用可能な牛由来原料への影響及び家畜衛生の観点も踏まえた対応方針について御教示いただきたい。

2. 日本に輸入される牛肉及び牛の内臓について

現在、評価済みのBSE発生国については、輸入条件において日本のSRMの範囲を除去した部位の輸入を認めており、非発生国については、日本のSRMの範囲の輸入の自粛等を指導していると承知している。今後、日本のSRMの範囲を変更した場合に生じうる、評価済みのBSE発生国及び非発生国から日本に輸入される牛肉に係るSRMの範囲への影響について御教示いただきたい。